

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)
交付規程

令和7年5月1日 国自安第15号
令和7年5月1日 国自技環第22号

第1章 総則

(通則)

第1条 被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(以下「本補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、その他の法令、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱(改正令和7年1月8日国官参自保第448号。以下「交付要綱」という。)及び被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(改正令和7年2月18日国自技環第166号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この交付規程(以下「本規程」という。)の定めるところによる。

(目的)

第2条 本規程は、交付要綱第20条の3第1項の規定に基づき、補助対象事業者(事務局)としてのTOPPAN株式会社(以下「TOPPAN」という。)が事業者(第3条に定義する。)に対して本補助金を交付する事業(以下「TOPPAN事業」という。)について、その条件及び手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

一 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

以下の機器を導入する事業

(1)車輪脱落予兆検知装置(後付けのものに限る)

二 運行管理の高度化に対する支援

以下の機器を導入する事業

(1)デジタル式運行記録計

(2)デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付一体型を含む)

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象事業ごとの、交付対象である間接補助対象事業者(以下「事業者」という。)、補助対象経費及び補助率は別表によるものとし、TOPPANは、予算の範囲内において本補助金を交付するものとする。

2 本補助金は、同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。そのうちTOPPANが別に定める補助金を除く。)を受けた事業には、交付しない。

3 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)の記以下に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)

は、TOPPANが別途定める日までに、第1号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第5条 申請者は、第4条に基づく交付の申請、第7条に基づく申請の取下げ、第8条に基づく計画変更の申請、第9条に基づく補助対象事業の中止又は廃止の承認申請、第10条に基づく事故報告、第1

1条に基づく状況報告、第12条第2項に基づく補助金の支払請求又は第15条第2項に基づく財産処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じてTOPPANが定めるものをいう。以下、同じ。)により行うことができる。

2 TOPPANは、前項により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令を電磁的方法により行うことができる。

3 第1項に定める電磁的方法とは、パーソナルコンピュータ(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみとし、スマートフォンやタブレット等を用いる方法は含まないこととする。

(交付決定及び通知)

第6条 TOPPANは、第4条及び第5条に基づき申請者から申請があった場合、当該申請内容及び添付書類等の審査により、別表の定めるところにより本補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、交付の決定及び額の確定を併せて行い、第2号様式による交付決定及び額の確定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、TOPPANは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、本補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行い、この通知を行うものとする。

2 前項により交付決定及び額の確定を受けた申請に関しては、第8条から第11条までの規定は適用しないものとする。

3 TOPPANは、第1項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができ、その場合は条件の内容を通知する。

(申請の取下げ)

第7条 事業者は、前条第1項による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項により申請を取り下げる場合、事業者は、前条第1項の通知を受けた日から20日以内に、第3号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(計画変更の申請)

第8条 事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、TOPPANが別途定める日までに、あらかじめ第4号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 補助対象事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金の額が当該変更に係る費目の補助金の額(当該変更が複数の費目に係る場合にあつては、いずれか少ない費目の額)の20%以内であるもの。
- 二 補助対象経費の配分の変更にあつては、経費の中の費目相互間における流用であつて、その額がいずれか少ない費目の額の20%以内であるもの。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、TOPPANが別途定める日までに、あらかじめ第5号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(事故報告)

第10条 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第6号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、TOPPANが別途定める日までに第5条に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 事業者は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、TOPPANの要求があったときはすみやかに、第7号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、TOPPANが別途定める日までに第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 本補助金は、第6条第1項又は前条により交付すべき本補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 事業者は、前項により本補助金の支払を受けようとするときは、TOPPANが別途定める日までに、第8号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 TOPPANは、第9条による補助対象事業の中止又は廃止の承認申請があった場合、又は第6条第1項による通知を受けた事業者が次の事由に該当すると認められる場合は、第6条第1項による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくTOPPANの処分若しくは指示に違反した場合
- 二 本補助金又は本補助金の対象機器等につき、交付決定通知のもととなった交付申請(第8条第1項による計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合
- 三 不正、怠慢、虚偽の申請その他の不適当な行為をした場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、天災地変その他本補助金の交付の決定後に生じた事情の変更に
より、交付決定通知のもととなった交付申請(第8条第1項による計画変更の承認等を受けた場合は
承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 事業者が、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)に違反した場合
- 六 申請内容及び添付書類等に照らし、本補助金の交付の要件を欠いていたことが事後に認めら
れ、その他、本補助金の目的等に照らして、本補助金の交付が不適切であると認められた場合

2 TOPPANは、第1項及び前項に基づく取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し本補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 TOPPANは、前項に基づき本補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第3項に基づき本補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限(返還命令日(納入告知書発行日)から20日以内)までに補助金の返還を行わなければならない。

5 第3項に基づき本補助金の返還の命令を受けた者が、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合は、TOPPANは、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付するよう命ずることができる。

(取得財産等の管理等)

第14条 本補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 本補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、第9号様式の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。TOPPANは、本補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ取得財産等管理台帳の開示を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第15条 本補助金の交付を受けた者は取得財産等について、次に示す期間の間は、TOPPANの承

認を受けないで、本補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売却、貸付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

	本補助金の交付を受けた者の業種(当該者がリース事業者の場合にあつては、当該者がリースによって補助対象となる機器を貸し渡す先となる者の業種)			
補助対象となる機器	一般貸切旅客自動車運送事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者	特定旅客自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者
車輪脱落予兆検知装置(後付けのものに限る)、運行管理の高度化に資する機器	5年	5年	5年	5年

- 前項により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、本補助金の交付を受けた者は、TOPPANが別途定める日までに、あらかじめ第 10 号様式に記載すべき事項にTOPPANが別途必要と定める書類等を添えて、第5条の規定に基づき電磁的方法により、TOPPANに提出しなければならない。TOPPANは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。
- TOPPANは、本補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、本補助金の範囲内で、その収入の全部又は一部をTOPPANに納付させることとする。
- TOPPANは、第2項及び前項の納付について、期限を付して返還を命ずるものとする。納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、TOPPANは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条各項の規定に従い、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴することができる。

(TOPPANによる調査)

- 第 16 条 TOPPANは、本補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、事業者に対して、取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。
- TOPPANは、本補助事業の次年度以降の向上に向け、当年度において、事業者アンケートの実施を求め、回答を受領し分析することができる。
 - 前二項の製造事業者及び輸入事業者並びに事業者は、TOPPANが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
 - TOPPANは、本補助事業の向上に向け、当年度において、事務局運営の改善、広告宣伝及び事業開発、事務局運営の効率化を目的とした検証及び研究を行うことができる。

(予算が不足する場合の措置等)

- 第 17 条 TOPPANは、第4条に基づいてTOPPANが別途定める日以前に、本補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、本補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、別表に規定する補助対象経費ごとに、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめTOPPAN(又は本補助事業)のホームページ等で周知するものとする。
- TOPPANは、前項の交付申請の受付中止に係る必要事項を別に定める。

(暴力団排除に関する誓約)

第 18 条 事業者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1又は別紙2)について本補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請の提出をもってこれに同意したものとする。なお、事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、TOPPANは本事業を通じ事業者に関して得た情報を、国に提供することができる。

(個人情報保護)

第 19 条 TOPPAN及びその職員は、本事業を通じ事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び交付要綱第 20 条の2及び令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局のホームページに定めるプライバシーポリシー(制定日:2025 年3月 14 日)の規程に従って取り扱うものとする。

2 TOPPAN及びその職員は、本事業の実施にあたって、第4条の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、TOPPANが別に定める場合を除く。

(その他必要な事項)

第 20 条 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項は、TOPPANが別に定める。

2 TOPPANは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、国土交通大臣からTOPPAN事業の手續等について見直しを求められた場合には、本規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

附則

1 本規程は、令和7年5月1日から施行する。

別紙1(第3条関係)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、またTOPPAN事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙2(第3条関係)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、TOPPAN事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 装置を販売・取付けする店舗等のいずれかが、上記(1)から(4)のいずれかに該当するとき。

別表（第3条第1項関係） 補助対象事業等 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）

（事業の趣旨）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、車両の安全性の向上、運行管理の高度化等の自動車運送事業の安全に資する以下の事業を対象に補助を行うものである。

間 接 補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率
①自動車運送事業者 ②リース事業者 ※①及び②の貸し渡し先の自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く）にあつては、中小企業者に限る。 ※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象装置を導入する営業所の届出（認可）車両台数が5両未満の貨物自動車運送事業者を除く。	先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援 (1) 乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）の導入に要する経費	1／2
①一般貸切旅客自動車運送事業者（中小企業者以外。） ②リース事業者（当該補助対象となる事業用自動車の貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者が中小企業者以外の場合に限る。） ※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者を除く。	先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援 (1) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）の導入に要する経費	1／3
① 自動車運送事業者（保有する事業用自動車 が10両未満の一般貨物自動車運送事業又は 特定貨物自動車運送事業を経営する者が、 初めてデジタル式運行記録計又はデジタル 式運行記録計・映像記録型ドライブレコー ダーの一体型（通信機能付一体型を含む） を導入したものに限る。）	運行管理の高度化に対する支援 運行管理の高度化に資する機器の導入に要する経費 (1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るデジタル式運行記録計の導入に要する経費 (2) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）の導入に要する経費	1／2

② リース事業者（貸し渡し先の自動車運送事業者が、保有する事業用自動車が10両未満の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が、初めてデジタル式運行記録計又はデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）を導入したものに限る。） ※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者を除く。		1 / 2
補助金の額の確定	1. 次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額） 2. 補助金の額の上限は実施要領別紙1に定めるところによる。 3. 100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。	
第4条第1項の申請期限	第4条第1項の申請期限は、原則として、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月31日（TOPPANが別に定める場合はその定める日）までとする。	

- (注)
- (用語の定義)
1. 用語の定義は以下のとおり。
- 「自動車運送事業者」：一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
- 「リース事業者」：自動車運送事業者へ事業用自動車、運行管理の高度化に資する機器又は過労運転防止に資する機器を貸し渡す者をいう。
- 「中小企業者」：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合をいう。

- (補助対象経費)
2. 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、当該補助対象となる機器のリース契約期間が原則として自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間（以下「財産の処分の制限期間」という。）以上のものを補助対象とし、リース契約期間が財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も導入より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれるものに限る。

（補助対象事業等に関する留意事項）

4. 補助事業の実施に当たって、自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定するものとする。

交付規程様式等

第1号様式	交付申請書兼実績報告書(第4条関係)
第1号様式(その2)	事業実施報告書
第2号様式	交付決定通知書兼交付額確定通知書(第6条第1項関係)
第3号様式	交付申請取下届出書(第7条関係)
第4号様式	計画変更承認申請書(第8条関係)
第5号様式	中止(廃止)承認申請書(第9条関係)
第6号様式	事故報告書(第10条関係)
第7号様式	状況報告書(第11条関係)
第8号様式	請求書(第12条関係)
第9号様式	取得財産等管理台帳(第14条関係)
第10号様式	財産処分承認申請書(第15条第2項関係)
第10号様式(その2)	財産処分承認申請書

令和 年 月 日

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局 御中

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付申請書兼実績報告書

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程(以下「交付規程」という。)第4条第2項の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、補助事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

1 補助対象事業の内容

2 補助対象経費 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

5 添付書類

- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助対象事業に関する収支予算書
- (4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

第1号様式(その2)【先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に限る。】

1. 補助事業に要した経費

経 費 名	経費配分額	経 費 使 用 明 細 書	
		基 数	単 価
() 車輪脱落予兆検知装置(後付け)の導入	円	両	円
合 計	円	両	円

※経費使用明細書の根拠となる内訳書を添付すること。

内訳

A 車輪脱落予兆検知装置(後付け) : (車両総重量8トン以上のトラック、乗車定員30人以上のバス)
1車両あたり 円 × 1 / 2 = 円 上限額: 50,000円

【補助金額合計】 円 × 両 = 円

※1 消費税は含まずに算出すること。
※2 補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。

2. 完了した補助対象事業の概要 (整備実績(整備地域・営業所、車両数等)の概略を記載する。)

営業所名等

営業所(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
営業所(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
営業所(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
営業所(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
営業所(配置車両数	両)	装置導入車両数	両
合計 両			

3. 補助事業の完了年月日

令和 年 月 日

※その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類(車検証の写し等)を添付すること。

4. 申請者法人番号

申請者法人番号(13桁) :

第1号様式(その2)【先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援(貸切バス事業者において、中小企業以外のもの)に限る。】

1. 補助事業に要した経費

経 費 名	経費配分額	経 費 使 用 明 細 書	
		基 数	単 価
() 車輪脱落予兆検知装置(後付け)	円	両	両
合 計	円		

※経費使用明細書の根拠となる内訳書を添付すること。

内訳

☒ 車輪脱落予兆検知装置(後付け):(乗車定員30人以上のバス)
1車両あたり_____円×1／3＝_____円 上限額:33,000円

【補助金額合計】 _____円×____両＝_____円

- ※1 消費税は含まずに算出すること。
※2 補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。

2. 完了した補助対象事業の概要 (整備実績(整備地域・営業所、車両数等)の概略を記載する。)

営業所名等

_____	営業所(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
_____	営業所(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
_____	営業所(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
_____	営業所(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
_____	営業所(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
合計 _____ 両		

3. 補助事業の完了年月日

令和____年____月____日

※その他補助事業が完了したことを確認するに足る書類(車検証の写し等)を添付すること。

4. 申請者法人番号

申請者法人番号(13桁) :

第1号様式(その2)【運行管理の高度化に対する支援に限る。】

1. 補助事業に要した経費

経 費 名	経費配分額(税抜)	経 費 使 用 明 細 書		
		機 器 名	台数	単 価(税抜)
() デジタル式運行記録計の取得				
() デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダー一体型の取得				
() 通信機能付デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダー一体型の取得				

* 経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

2. 補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載した別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に 100 円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

3. 補助金交付申請額 _____ 円

4. 完了した補助対象事業の概要

- 導入した機器に関し、以下の表に記入すること。
- 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。また、製品番号等が不明の場合は該当欄を空欄とし、別紙(当該機器を撮影した写真、車両写真前後)を添付すること。
- 補助申請者がリース事業者の場合:貸渡し先運送事業者名()

車載器 該当するものに○を付けて下さい。
(デジタル式運行記録計 ・ 一体型 ・ 通信機能付一体型)

営業所	取付ける車両の登録番号※	メーカー	型 式	製品番号(シリアル)等

事業所用機器

営業所	メーカー	型 式	製品番号(シリアル)等

整備地域の営業所名及び各営業所の届出(認定)車両数

営業所

届出(認定)車両数

両

営業所

届出(認定)車両数

両

営業所

届出(認定)車両数

両

5. 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日
(全ての補助対象機器が取り付けられ、支払いも完了した日以降の年月日)
*その他補助事業が完了したことを確認するに足る書面(車検証の写し等)を添付すること。

添付不要。ただし、4. の一覧表において、車載器の「製品番号(シリアル)等」が不明の場合には導入した各機器について、それぞれ本ページを提出すること。

購入・整備した補助対象機器の写真(車載器)

事業者名		設置機器	
営業所名		型式名	
登録番号			

※車両前面、背面、車載器をそれぞれ撮影し、添付すること。車両の前面及び後面の写真は、登録番号標が判読可能な様に撮影すること。

添付不要。ただし、4. の一覧表において、事務所要機器の「製品番号(シリアル)等」が不明の場合には導入した各機器について、それぞれ本ページを提出すること。

購入・整備した補助対象機器の写真(事務所用機器)

事業者名		設置機器	
機器設置営業所名		型式名	

※補助対象の全事務所用機器分をご提出ください。

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付決定通知書兼交付額確定通知書

補助事業者
(貸渡し先(リースの場合))

令和 年 月 日付第 号で交付申請兼実績報告のあった令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)については、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程(令和7年5月1日 国自安第15号。令和7年5月1日国自技環第22号。以下「交付規程」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日
令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付第 号交付申請兼完了実績報告のとおりである。
- 2 補助基本額、交付決定額及び確定額は次のとおりである。

補 助 対 象 経 費	金		円
交 付 決 定 額	金		円
確 定 額	金		円

- 3 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱(改正令和7年1月8日国官参自保第448号)、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(改正令和7年2月18日国自技環第166号)及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

令和 年 月 日

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局 御中

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付申請取下届出書

令和 年 月 日付 第 一 号で交付決定通知^注のあった令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)については、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付規程(以下「交付規程」という。)第7条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取下げます。

記

- 1 補助金の額
- 2 交付申請年月日 令和 年 月 日
- 3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
- 4 同上理由
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

注 第6条第1項の規定により交付決定及び額の確定について通知を受けた場合については、文中の「交付決定通知」を「交付決定及び額の確定通知」に変更すること。

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局 御中

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)計画変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 一 号で交付決定の通知を受けた令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)の計画を下記のとおり変更したいので、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程(以下「交付規程」という。)第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更内容^注
- 2 変更を必要とする理由
- 3 その他必要な書類

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

注 事業の内容を変更する場合にあっては、別紙のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和 年 月 日

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局 御中

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付 第 ー 号で交付決定の通知を受けた令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助対象事業を中止(廃止)する理由
- 2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
- 3 その他必要な書類
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

令和 年 月 日

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局 御中

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 事故報告書

令和 年 月 日付 第 一 号で交付決定の通知を受けた令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)について、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付規程 第 10 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助対象事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変化がある場合はその内容
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

令和 年 月 日

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局 御中

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)状況報告書

令和 年 月 日付 第 ー 号で交付決定の通知を受けた令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)の遂行及び収支の状況について、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程第 11 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支概要
- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局 御中

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)請求書

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)に係る補助対象事業については、額の確定に基づき、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1. 請求金額	請求額合計 金		円
2. 受 取 人 (口座名義)	フリガナ		
	氏 名		
3. 振込先金融 機関及び 支店名	銀行 金庫 組合		支 店
	*該当に○を付す。 その他()		
4. 預金種別	当座預金 ・ 普通預金		
	*いずれかに○を付す。		
5. 口座番号			

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
E メールアドレス @	

第9号様式(第 14 条関係)

被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)

取得財産等管理台帳(令和6年度補正予算)							
財産名 ^{注1}	規 格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数 ^{注2}	保管場所

注1 対象となる取得財産等は、自動車運送事業の安全総合対策事業の部により取得した機器等とする。

注2 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において定める期間とすること。

令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金事務局 御中

申請者^注 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)により取得する補助対象機器に係る財産処分承認申請書

標記について、令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)交付規程第 15 条第2項に基づき、取得した財産の処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

第 10 号様式(その2)

1 処分の種類(転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定)

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所		
装 置 又 は 機 器			製品番号		
補助 年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A－B)
年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分(抵当権の設定)予定年月日

注 処分制限期間(A)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定める期間とすること。

別紙

1 交付申請書の添付資料

- (1)「6(1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「6(2)申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)第2条又は貨物自動車運送事業報告規則(平成2年11月29日運輸省令第33号)第2条に掲げる事業報告書(以下「事業報告書」という。)の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等を添付すること。

- (2)「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次の①～②の各書類を添付すること。

- ① 交付規程別表(注)4.の事項について記載した書類

- ② 上記以外の参考書類(補助対象経費の算出の基礎となる見積書及び仕様書等)

2 交付申請書兼実績報告書の添付資料

- (1)「5.(1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「5.(2)申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)第2条又は貨物自動車運送事業報告規則(平成2年11月29日運輸省令第33号)第2条に掲げる事業報告書(以下「事業報告書」という。)の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等を添付すること。(補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸し渡し先の自動車運送事業者の事業報告書とともに、申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類を添付すること。)

- (2)「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次の①～⑦の各書類を添付すること。

- ① 交付規程別表(注)4.の事項について記載した書類(補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸し渡し先の自動車運送事業者が作成したもの)
- ② 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸付料金の算定根拠明細書(補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること)
- ③ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であつて、当初のリース契約期間が自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類
- ④ 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援の交付を受けようとする者(リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者)が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に掲げる事業協同組合、事業

協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類(事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等)

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- ⑤ 運行管理の高度化に対する支援の交付を受けようとする者(リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者)が、保有車両数10両未満であることを証する書類
- ⑥ 運行管理の高度化に対する支援の交付を受けようとする者(リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者)が、デジタル式運行記録計(ドライブレコーダー一体型(通信機能付きを含む)を含む)を初めて導入することを証する書面
- ⑦ 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援の交付を受けようとする者が、同一事業において、国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。)を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けないことを証する書類
- ⑧ 上記以外の参考書類(補助対象経費の算出の基礎となる仕様書等)

(3)「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は次の①～③の書類とする。

ただし、先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に係る申請において、このうち①の書類を添付することができないときは、①の書類に代えて補助事業に係る契約先からの補助対象経費の内訳確認が可能な代金支払請求書を添付するものとするが、後日提出しなければならない。

① 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類

(当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日(満期日)が到来する約束手形(本人手形に限る。)及び、クレジット一括払いについても認めることとする。なお、相殺(債権債務の相殺消去)によるものは認めない。)

② 宣誓書の補助対象事業の実施に要した経費を申請者が自ら支出したことを証明する確約(ただし補助対象経費が①と同額であれば記載不要)

③ 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類

事業の種別		自動車検査 証の写し	納品書の写し	購入・整備した 物品等の写真 等（装置が装 着されているこ とを証する書 類）	契約書、完了 調書等事業の 実施を証する 書類	調査等の報告書
物品等の 購入・整備	車両	○	○	○		
	その他	○	○	○		

3 完了実績報告書の添付資料

(1)「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は、次の①～②の書類とする。

- ① 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）及びクレジット一括払いについても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）
- ② 補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し又は振込証明書の写し

(2) 上記以外の参考書類